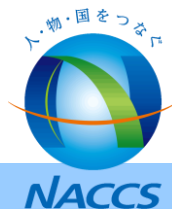


海上仮陸揚貨物に係る処理の見直し

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



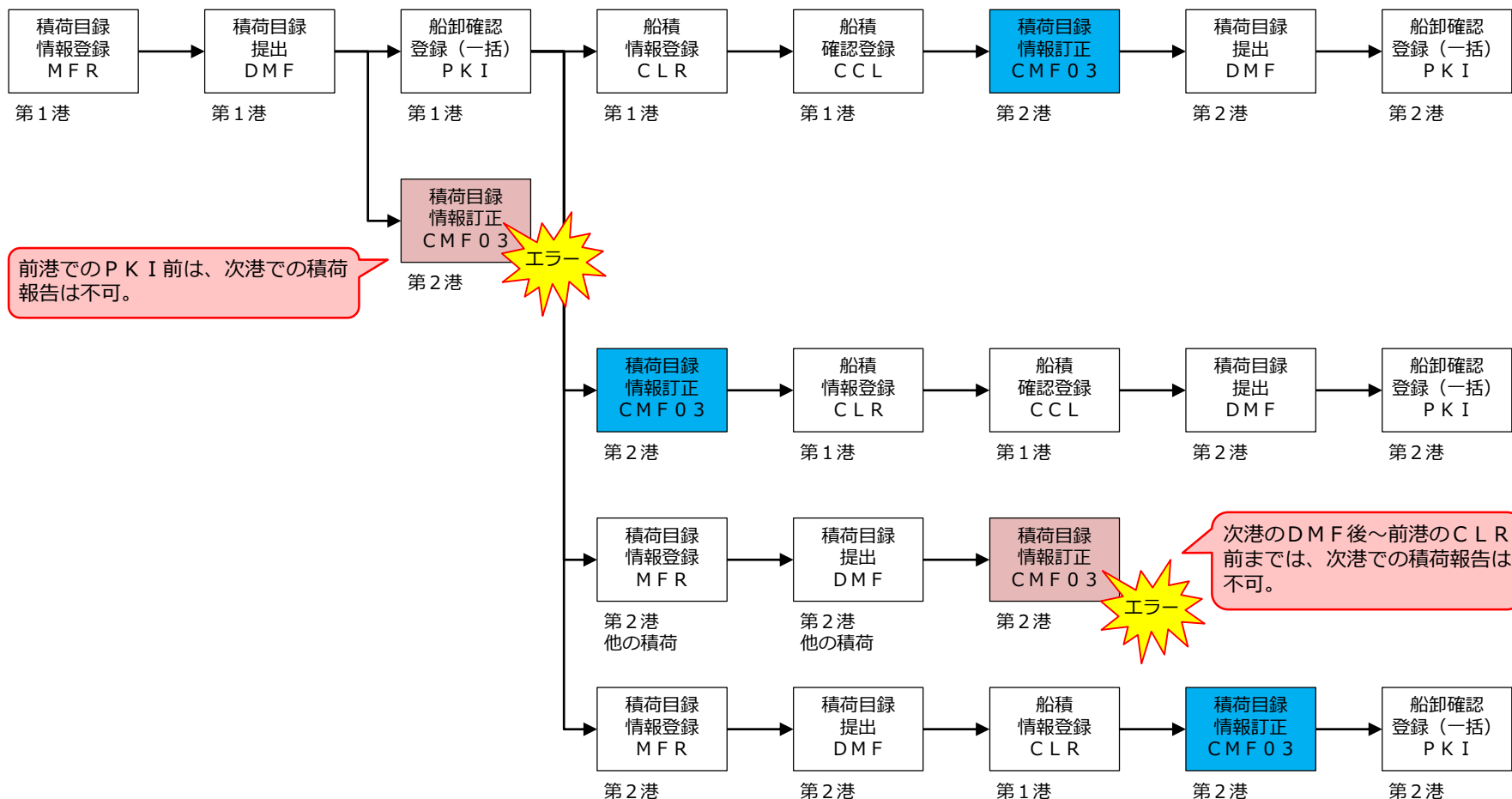
1. 海上仮陸揚貨物に係る処理の見直しの概要

区 分	概 要
1. 個別検討事項	海上仮陸揚貨物に係る処理の見直し
2. 現行仕様	一度仮陸揚げした貨物を再度陸揚（仮陸揚げ）する場合には、次船卸港の追加を「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務で行う。
3. 見直しの経緯 （利用者の要望等）	CMF03業務の実施可能なタイミングが、仮陸揚港（前港）における「船卸確認登録（PKI）」業務や、船卸港（次港）で行う「積荷目録提出（DMF）」業務の実施の有無に左右されてしまい、船会社等の運用に支障をきたしている。
4. 次期仕様	① CMF03業務を、仮陸揚港におけるDMF業務後に実施可能とする。 ② CMF03業務は、仮陸揚港における保税運送申告後でも実施可能とする。

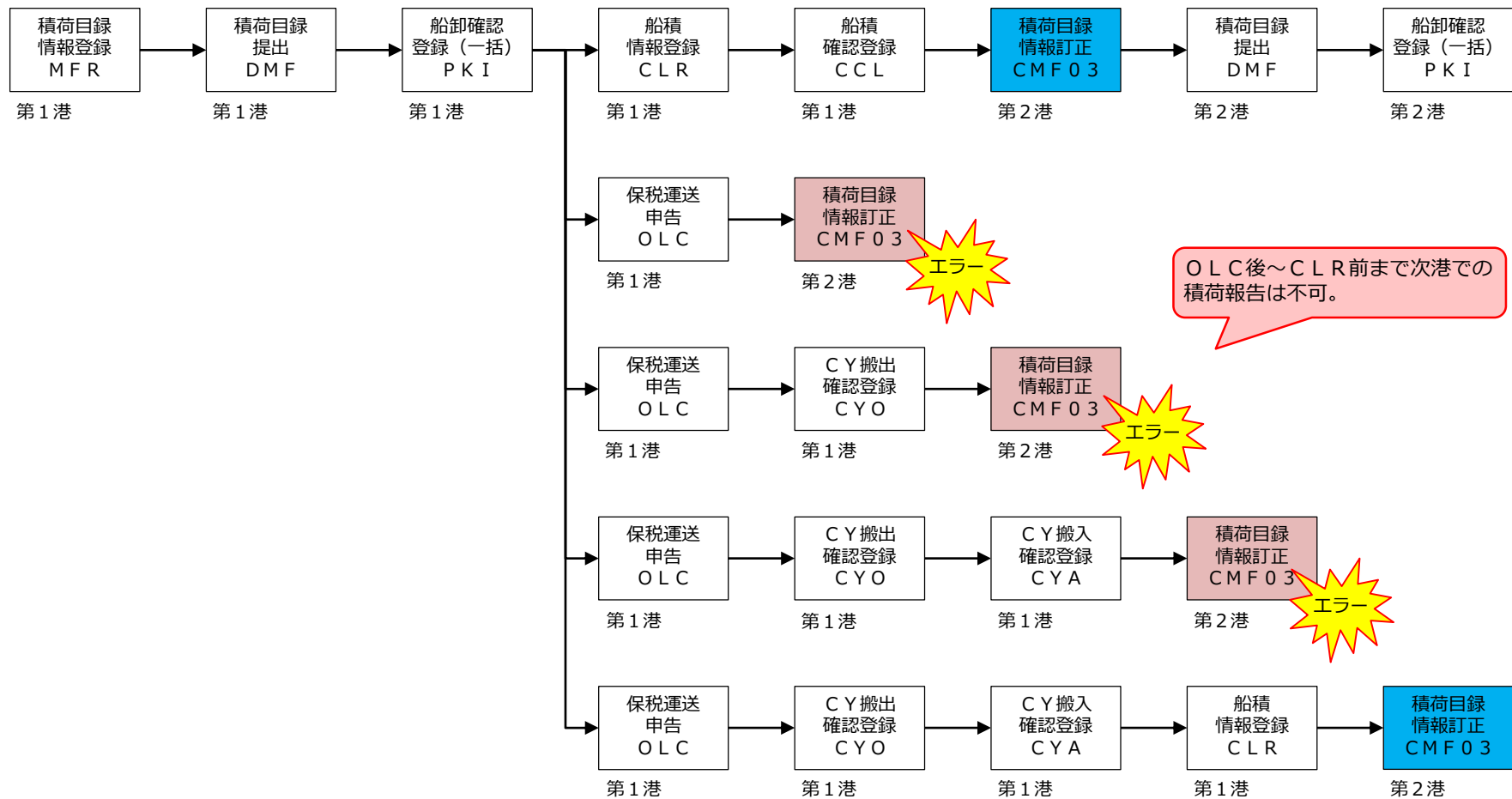
(参考) 現行システムにおけるCMF03業務の実施可能タイミング①

現行

「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務の実施可能なタイミングは、前港における船卸確認業務や、次港における積荷目録提出業務の実施の有無に左右されてしまい、船会社等の運用に支障をきたしている。



(参考) 現行システムにおけるCMF03業務の実施可能タイミング②



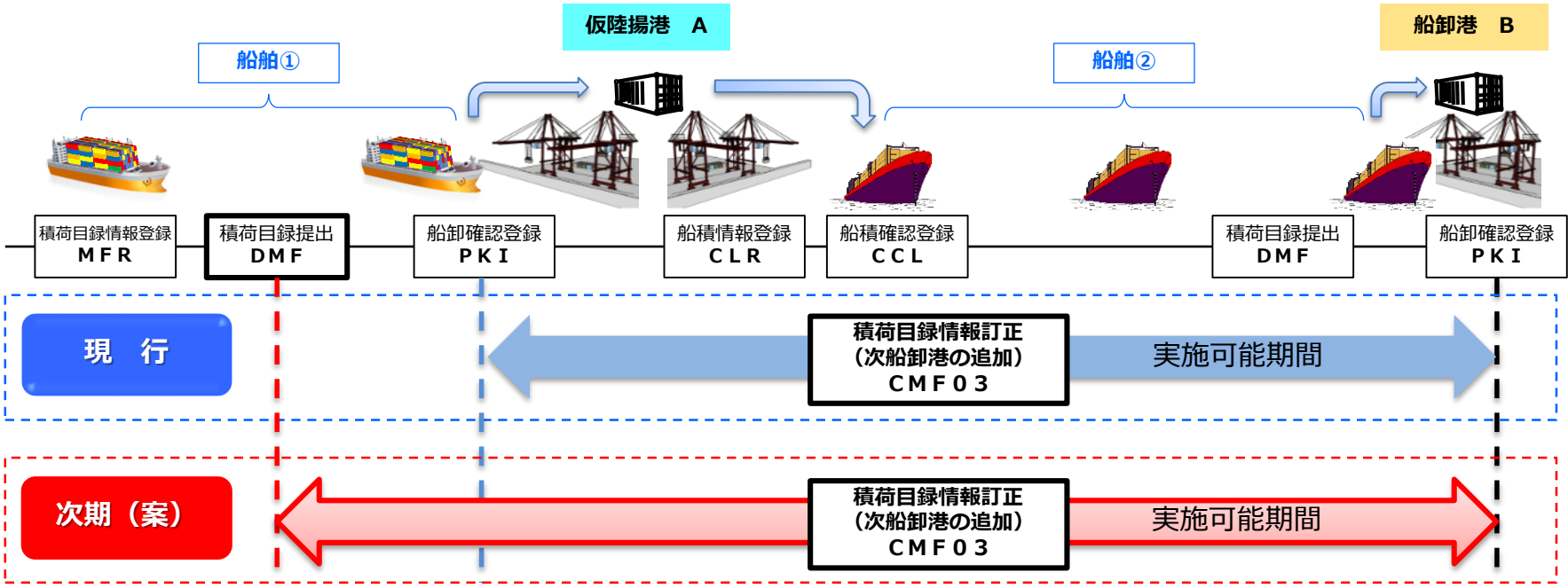
2. 次期 海上仮陸揚貨物に係る処理の見直しの概要①

《現行仕様》

「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務は、仮陸揚港における「船卸確認登録（PKI）」業務後でなければ実施できない。

《次期仕様》

「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務を、仮陸揚港における「積荷目録提出（DMF）」業務後に実施可能とする。**（前倒し）**



【改善点】
 本仕様変更により、「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務を前港の「船卸確認登録（PKI）」業務の実施に左右されずに実施可能となる。

次期では前倒しで実施可能となる

2. 次期 海上仮陸揚貨物に係る処理の見直しの概要②

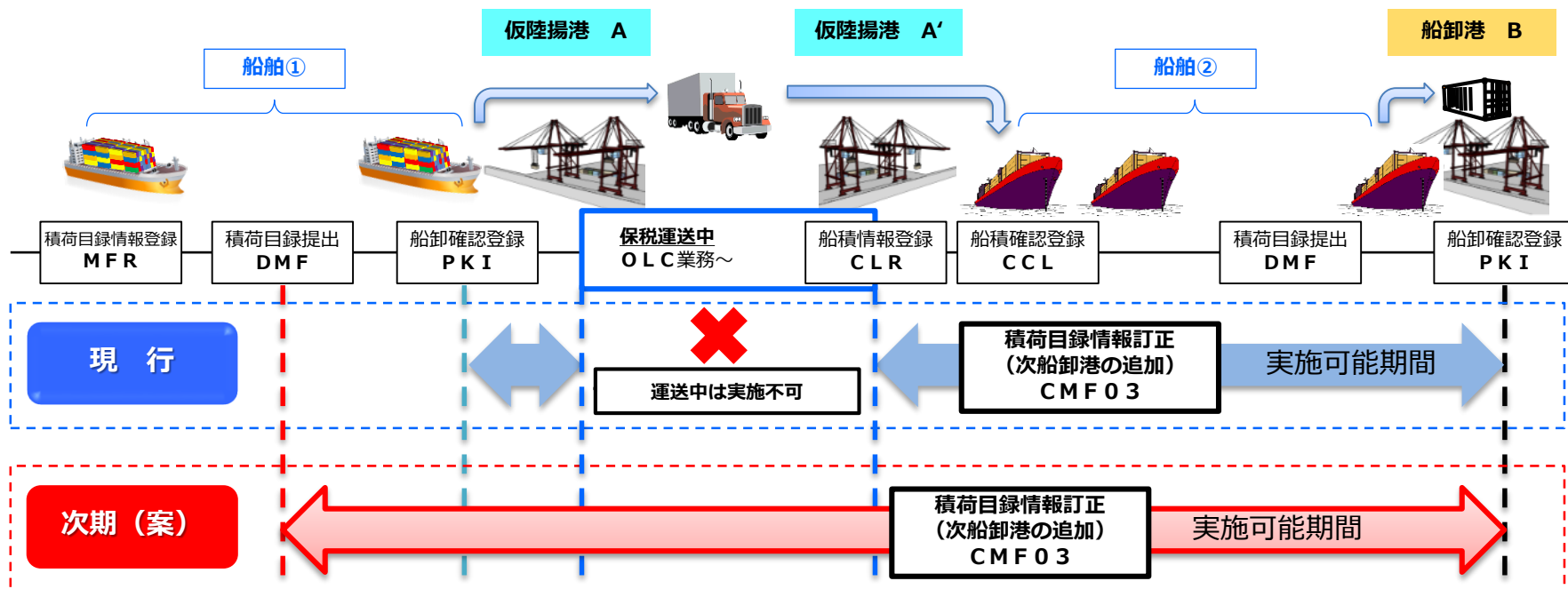
保税運送される仮陸揚貨物の場合

《現行仕様》

「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務は、仮陸揚港における「保税運送申告（OLC）」業務後は、「船積情報登録（CLR）」業務以降でなければ実施できない。

《次期仕様》

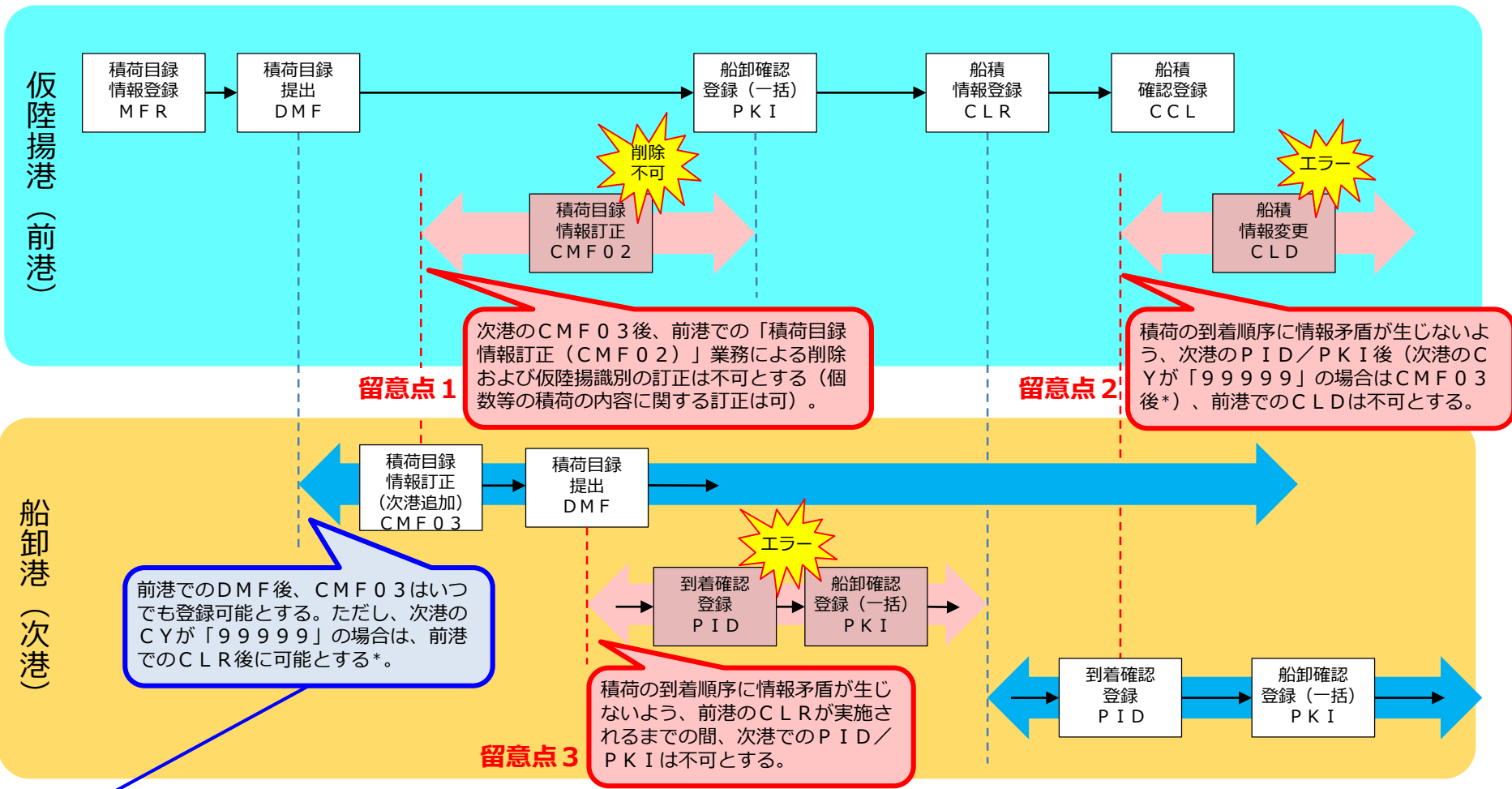
「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務は、仮陸揚港における「保税運送申告（OLC）」業務後でも実施可能とする。



現行では、保税運送申告が行われると、船積情報登録（CLR）業務が実施されるまでCMF03業務は実施不可となっている。
次期では、保税運送申告が行われても、**CMF03業務は実施可能**となる。

3. 次期におけるCMF03業務実施の際の留意点

次期においては仮陸揚港（前港）のDMF業務実施後、CMF03業務を実施可能とするが以下のとおり、実施不可となるケースがある。



(*) コンテナオペレーション会社に「99999」が登録された積荷は、PKI/PKKによる船卸確認が実施されないため、DMF実施時点でシステム不参加のCY等に蔵置された状態であるとシステム上はみなす。その為、積荷の到着順序に情報矛盾が生じないように、当該積荷については、次港でのCMF03実施時点で前港でのCLRが確実に実施されている必要がある。